

伊奈町ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の生活環境の保全を図り、ごみの収集作業の安全を確保するとともに、利用者と近隣住民との融和を図るため、ごみ集積所の設置及び管理の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民等 町民又は町内の住宅を購入した者もしくは管理者又は伊奈町開発行為等に関する指導要綱（平成19年要綱第12号）3（1）に規定する開発行為及び3（2）に規定する開発行為等を行う者をいう。

(2) 家庭ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、事業活動に伴って排出された物以外の物をいう。

(3) ごみ集積所 主に町民が排出した家庭ごみを、町が収集するまでの間、一時集積しておくための場所及び設備をいう。

(4) 衛生委員 伊奈町衛生委員設置規則（昭和57年規則第10号）第1条に規定する者をいう。

(5) 利用者 ごみ集積所を利用する者をいう。

(設置基準)

第3条 ごみ集積所の設置は、原則として、当該ごみ集積所を利用する世帯（以下「利用世帯」という。）が5世帯以上でなければならない。

2 町民等は、ごみ集積所を設置し、又は場所を変更するときは、事前に当該ごみ集積所の近隣住民等と協議しなければならない。

3 原則として、利用世帯数が20につき1箇所の割合で設置すること。

（新築4世帯以下の場合における既存のごみ集積所の管理者等の同意）

第4条 同一の、又は近隣の敷地に4世帯以下の住宅等を新築する町民等は、利用しようとする既存のごみ集積所の管理者、利用者及び近隣住民等と協議し、承諾を得なければならない。

(ごみ集積所の設置の例外)

第5条 第3条第2項及び前条における協議において承諾を得られなかったときは、町民等はごみ集積所の設置について、町と協議することがで

きる。

- 2 前項の協議を行い、町長が必要と認めるときは、新たにごみ集積所を設置、又は場所を変更することができる。

(設置場所)

第6条 ごみ集積所の設置場所は、次のいずれにも該当するときとする。

- (1) 町が家庭ごみを収集する作業の安全が確保できる場所であること。
- (2) 県道等の交通量が多い道路又は道幅が狭い道路等の車両のすれ違いが困難な道路に面した場所でないこと。
- (3) 町が家庭ごみを収集するための車両（以下「収集車」という。）に家庭ごみを直接積み込むことができること。
- (4) 収集車が道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に違反しない場所に車両を停車し、家庭ごみを収集できること。
- (5) 収集車が通り抜けできる道路に面していること。

(面積)

第7条 ごみ集積所の区域面積は、利用世帯数が10以下のときは、3.

3平方メートルを原則とし、その利用世帯数が10を超えるときは、利用世帯1世帯につき0.1平方メートルを加えるものとする。

- 2 利用世帯数が10未満におけるごみ集積所の最小面積は、2平方メートルを確保しなくてはならない。

(構造等)

第8条 前条第1項に基づくごみ集積所は、次に掲げる構造等とすること。ただし、共同住宅に設置するごみ集積所を除く。

- (1) 床は開口部へゆるやかな勾配をつけたコンクリート仕上げとすること。
- (2) 開口部以外は床面の高さが1メートル以上のコンクリート若しくはコンクリートブロックに類する塀で囲み、間口を2メートル以上確保すること。
- (3) ごみ集積所に面する道路の交通量、交通規制等に十分配慮し、歩行者等の危険防止のための設備が必要な場合は、安全対策を講ずること。
- (4) ごみ集積所が建築物に隣接する場合は、収集車が接近し、又は通過することを考慮し、収集車の経路等を確保すること。

(利用の届出)

第9条 町民等は、ごみ集積所の利用を開始し、場所を変更し、又は廃止するときは、ごみ集積所（新設・変更・廃止）届出書（第1号様式）を、その7日前までに町長に届け出るものとする。

(管理責任)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 家庭ごみが散乱し、流出し、又は悪臭が発生することのないようごみ集積所を常に清潔に保つものとする。

(2) 分別不良等の理由によりごみ集積所に残された家庭ごみ等については、適正に処理するものとする。

(3) ごみ集積所の清掃その他維持管理について、町又は衛生委員の指導事項を遵守するものとする。

(寄附等)

第11条 町は、ごみ集積所の寄附又は贈与の申出を受けないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに伊奈町開発行為等に関する指導要綱15に関する協議等のあったごみ集積所については、なお従前の例による。

第1号様式（第9条関係）

ごみ集積所（新設・変更・廃止）届出書

年 月 日

（宛先）

伊奈町長

住 所

届出人 氏 名

電話番号

伊奈町ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱第9条に基づき、次のとおりに届け出ます。

場 所	(行政区名： 区)
利用開始年月日	年 月 日
収 集 区 分	1 可燃不燃兼用 2 可 燃 3 不 燃
使 用 世 帯 数	世帯
管 理 者	住所 氏名 電話番号
添 付 書 類	①案内図（縮尺1/1，500程度） ②集積所の位置図（共同住宅の場合は、敷地内図）
確 認 事 項	☐ 伊奈町ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱に従い、設置しています。 ☐ 管理については届出人及び利用者の責任をもって行います。 ☐ （設置もしくは変更する場合）近隣住民等と協議し、承諾を得ています。（承諾日： 年 月 日） ☐ （私有地に設置する場合）土地所有者の承諾を得て設置しています。（承諾日： 年 月 日）
区 長 確 認 欄	ごみ集積所の（新設・変更・廃止）を確認しました。 年 月 日 行政区名 区 区 長 名

第 1 号様式（第 9 条関係）